

# 庄内町分譲宅地開発支援事業補助金について

## 目的

定住促進等を図るため、宅地開発を行う民間事業者に補助金を交付するもの

## 対象エリア

「余目都市計画区域」内での宅地開発を行うもの

※但し、都市計画道路など都市計画施設内は「原則」対象となりません。

※3,000㎡未満の開発については、町への協議（土地利用要綱）が必要な場合があります。

## 対象事業

### 1 「宅地開発に要する費用」に対する補助

- ・宅地建物取引業者である民間事業者が行う宅地開発
- ・一度の開発で「3区画以上」の宅地開発  
ただし、区画の最低面積150㎡（約45坪）とします。
- ・都市計画法上の「開発行為」にあたる宅地開発  
⇒単なる分筆は該当としません。
- ・戸建て住宅を建築するために「分譲する宅地」  
⇒店舗併用住宅は可、賃貸住宅は不可

### 2 「道路整備に要する費用」に対する補助

- ・幅員6m以上で側溝を備えた舗装道路を対象とします。  
⇒舗装（路盤、アスファルト舗装）と側溝が対象

## 補助金額

### 1 「宅地開発に要する費用」に対する補助金

(5,000円/㎡×宅地面積) 又は (100万円/区画×区画数) のいずれか低い額

### 2 「道路整備に要する費用」に対する補助金

2,500円/㎡×道路面積の額

※但し、開発区域内の補助対象となる宅地の前面道路だけが対象です。

## 補助金スケジュール

→平成31年4月1日から令和4年3月31日までの3年間の補助金制度となります。

→令和5年3月31日までの補助金制度となります。

・令和6年3月31日までの補助金制度となります。

・受付から補助金交付までの流れ

①開発許可(必要な場合) ⇒②建設課と事前協議 ⇒③交付申請 ⇒④工事着工  
⇒⑤工事及び宅地開発事業の「完了後」 ⇒⑥実績報告 ⇒⑦補助金交付